



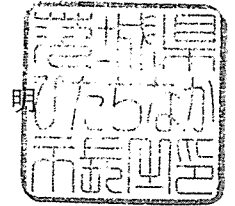
ひたちなか市告示第30号

水戸・勝田都市計画準防火地域の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和2年3月16日

ひたちなか市長 大谷



- 1 都市計画の種類  
準防火地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
ひたちなか市大字高場字沼頭，字東前，字東向の各一部  
ひたちなか市大字高野字栗河野の一部
  - (2) 削除する部分  
ひたちなか市大字高場字鹿原，字沼頭，字東前，字東向，字水久保の各一部  
ひたちなか市大字高野字栗河野の一部
- 3 縦覧場所  
ひたちなか市役所都市整備部都市計画課内

水戸・勝田都市計画防火地域及び準防火地域の変更（ひたちなか市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種類	面積	備考
防火地域	約 6.6 ha	
準防火地域	約 123 ha	佐和駅東地区の一部を変更

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

佐和駅東土地区画整理事業の見直しにより、佐和駅東地区内の街区構成及び一部の換地計画が変更されたことに伴い、土地利用の整合を図るため用途地域を変更し、また、本地区の準防火地域が用途地域の境界設定と整合を図り指定されていることから、本地区の準防火地域においてもその境界を変更し、もって本地区の都市防災の増進を図るものである。

## 2 計画書新旧対照表

### 新

水戸・勝田都市計画防火地域及び準防火地域の変更（ひたちなか市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種類	面積	備考
防火地域	約 6.6 ha	
準防火地域	約 123 ha	佐和駅東地区の一部を変更

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理由

佐和駅東土地区画整理事業の見直しにより、佐和駅東地区内の街区構成及び一部の換地計画が変更されたことに伴い、土地利用の整合を図るため用途地域を変更し、また、本地区の準防火地域が用途地域の境界設定と整合を図り指定されていることから、本地区の準防火地域においてもその境界を変更し、もって本地区の都市防災の増進を図るものである。

### 旧

水戸・勝田都市計画防火地域及び準防火地域の変更（ひたちなか市決定）

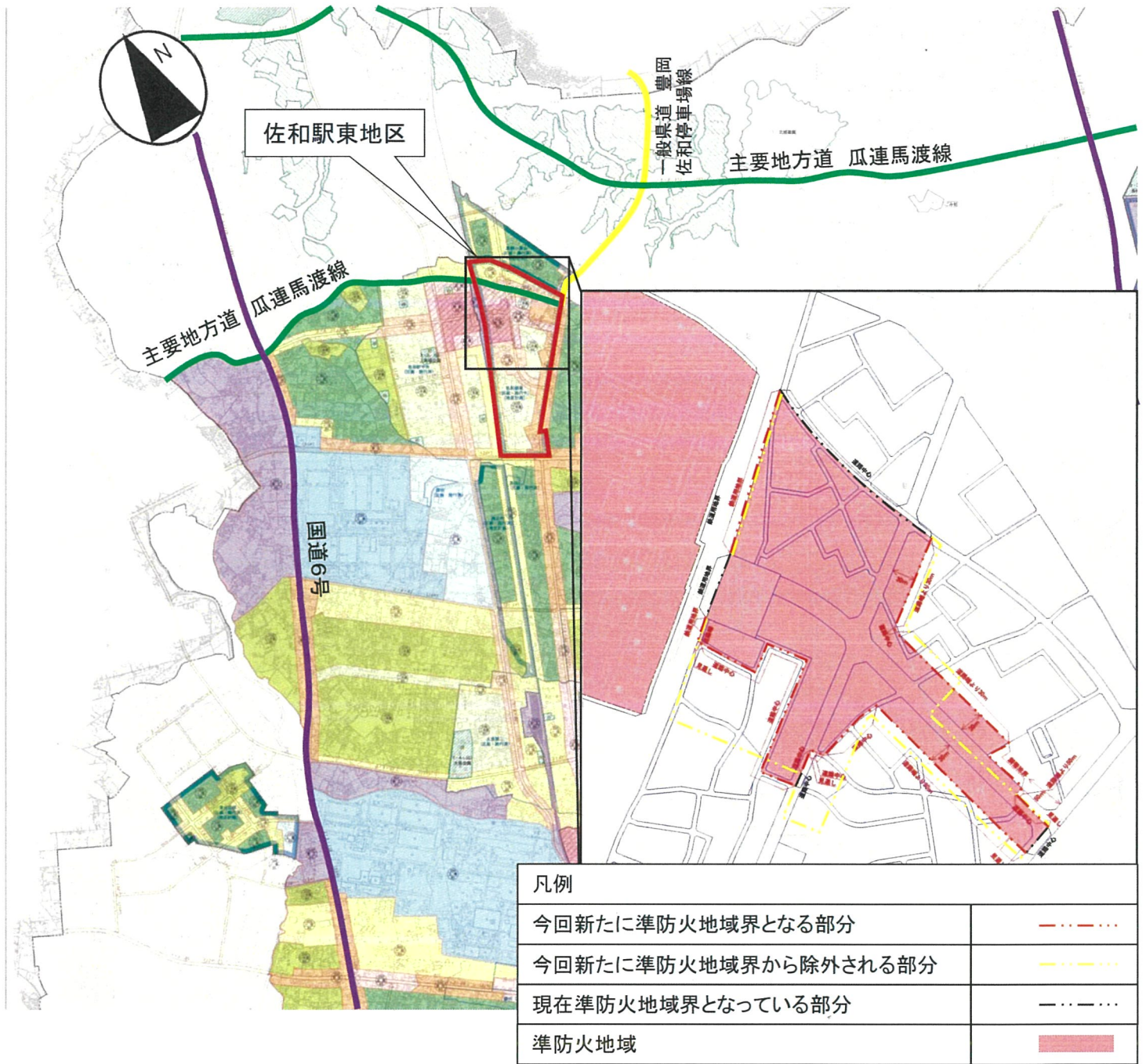
都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種類	面積	備考
防火地域	約 6.6 ha	勝田中央、勝田泉町の一部を削除 勝田本町・武田地区約 4.1haを追加
準防火地域	約 125 ha	勝田泉町の一部を追加

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理由

本地区における用途地域の変更に伴い、周辺地域との整合及び市街地の都市防災を図るため、防火地域及び準防火地域の変更を行うものである。



【市決定】

・準防火地域の変更  
準防火地域 約125ha → 約123ha

同時決定

【市決定】・用途地域の変更  
・地区計画の変更  
(土地区画整理事業の事業計画変更に伴う用途界, 地区計画区域界及び地区計画区分界の変更)

【変更理由】

佐和駅東地区土地区画整理事業の事業計画の見直しに伴い用途地域が変更となることから, 用途地域の境界に整合した境界を設定し, 都市防災の増進を図るため。